

京 都 大 学 ス ー パ ー グ ロ ー バ ル コ ー ス 実 施 運 営 協 議 会 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1 京都大学に、<u>スーパーグローバル大学等事業「スーパーグローバル大学創成支援」</u>によるスーパーグローバルコースの実施及び運営に関する重要事項を審議するため、スーパーグローバルコース実施運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>第2 協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育担当の理事（以下「担当理事」という。）</p> <p>(2) 研究科長 若干名</p> <p>(3) 国際高等教育院長</p> <p>(4) 学際融合教育研究推進センター長</p> <p>(5) 研究科の教授 若干名</p> <p>(6) <u>企画・情報部長及び教育推進・学生支援部長</u></p> <p>(7) <u>教育推進・学生支援部次長</u></p> <p>(8) その他担当理事が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第2号、第5号及び第8号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号、第5号及び第8号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。</p> <p>第3 <u>協議会に議長を置き、担当理事をもって充てる。</u></p> <p>2 議長は、協議会を主宰する。</p> <p>3 議長に事故があるときは、<u>あらかじめ議長が指名する委員が</u>、その職務を代行する。</p> <p>(中 略)</p> <p>第7 協議会に<u>実務担当者連絡会</u>を置く。</p> <p>2 <u>実務担当者連絡会に必要なに応じて幹事を置くことができる。</u></p> <p>第8 第6及び第7に定めるもののほか、<u>小委員会及び実務担当者連絡会</u>に関し必要な事項は、担当理事が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第1 京都大学に、<u>スーパーグローバル大学創成支援事業</u>によるスーパーグローバルコースの実施及び運営に関する重要事項を審議するため、スーパーグローバルコース実施運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>第2 協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>総長</u></p> <p>(2) 教育担当の理事（以下「担当理事」という。）</p> <p>(3) 研究科長 若干名</p> <p>(4) 国際高等教育院長</p> <p>(5) 学際融合教育研究推進センター長</p> <p>(6) 研究科の教授 若干名</p> <p>(7) 教育推進・学生支援部長</p> <p>(8) その他担当理事が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第3号、第6号及び第8号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第3号、第6号及び第8号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。</p> <p>第3 協議会に<u>議長及び副議長を置く。</u></p> <p>2 議長は、<u>総長をもって充て、協議会を主宰する。</u></p> <p>3 <u>副議長は、担当理事をもって充て、議長に事故があるときは、その職務を代行する。</u></p> <p>第7 協議会に<u>スーパーグローバルコース企画運営幹事会</u>（以下「企画運営幹事会」という。）を置く。</p> <p>第8 小委員会及び<u>企画運営幹事会</u>に関し必要な事項は、担当理事が定める。</p> <p>附 則 この要項は、平成30年4月1日から実施する。</p>